

会議録

会議の名称	平成28年度 第1回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成28年10月13日(木) 19:10～21:00
開催場所	西東京市役所 田無庁舎3階 庁議室
出席者	【委員】須加委員(会長)、石田委員、清水委員、高橋委員、浅野委員、大久保委員、阿委員、海老澤委員 (欠席者)熊田委員(副会長)、綿委員 【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、健康福祉部主幹2名、高齢者支援課地域支援係長、生活福祉課調整係長、同係主事2名
議題	1 諮問「介護予防事業(トレーニングマシン一般開放)について」 「第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」 2 諮問事項についての審議 3 各計画の進捗状況報告 4 その他
会議資料の名称	資料1 トレーニングマシン運用状況 資料2 市・区部一覧表 資料3 第3期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方(答申書) 資料4 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について 資料5 第3期西東京市地域福祉計画の進捗状況(平成27年度) 資料6 地域福祉コーディネーター事業(平成27年度活動実績) 資料7 地域福祉計画(ほっとネット)における福祉圏域の考え方 資料8 西東京市におけるネットワーク事業の比較 資料9 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)進捗状況について 資料10 西東京市障害者基本計画(平成26年度～35年度)における平成27年度の施策展開状況について 資料11 第4期障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)サービス利用実績及び見込量 資料12 西東京市健康づくり推進プラン進捗状況一覧(抄) 参考資料 西東京市保健福祉審議会委員名簿
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	

○会長

平成28年度第1回西東京市保健福祉審議会を開始する。

<委嘱式>

○事務局

- 委嘱状の交付（市長から順次手交） —
- 委員から挨拶 —

<審議会の運営>

○会長

本日欠席の委員はいるか。

○事務局

熊田委員・綿委員が欠席である。定足数は満たしているので会議は成立している。

○会長

本日の会議の傍聴希望はあるか。

○事務局

ない。

<諮問書の交付>

○会長

それでは議題1の「諮問」に移る。事務局から説明を求める。

○事務局

保健福祉審議会は、市長の諮問を受けて、保健福祉施策の基本的事項などに関し、調査及び審議を行い、答申することとされている。今回、本審議会で審議いただきたい案件2件を市長から諮問させていただく。

- 市長より会長に諮問書を手交 —

○会長

確かにお受けした。諮問いただいた事項は、慎重に審議し、しかるべき結論を出せるよう努力する。

○事務局

諮問書の写しは、手元に配布してある。確認いただきたい。諮問にあたり、市長から一言ご挨拶申し上げる。

- 市長挨拶 —

○事務局

市長は、所要のため、ここで退席させていただく。

- 市長退席 —

○事務局

健康福祉部管理職の職員の紹介をする。

- 健康福祉部管理職を紹介 —

○会長

次第に従い進行する。事務局より、資料の説明をお願いする。

○事務局

— 配布資料の確認 —

<諮問事項の審議>

○会長

まず、「介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について」の審議を行う。事務局より説明を求める。

○事務局

— 諮問についての詳細説明（トレーニングマシン運用状況・市・区部一覧表） —

○会長

有料化或いは無料のまま継続するかといった点を検討するという解釈でよいか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

トレーニングマシンは、利用者が自由に使えるものなのか。トレーナーが指導するものなのか。

○事務局

2名の職員が配置されている。初回利用時はマシンの使用方法を説明する。2回目以降は利用者が自由に使うことができる。職員は安全のための見守りをしている。

○委員

事業の趣旨は、筋力増加ではなく、運動のきっかけ作りのためか。週1回のトレーニングではほとんど効果はないと思われる。

○事務局

トレーニングマシン等器具の使用は男性が多い。福祉会館では健康体操が行われている。人気のある種目であるため、健康体操をした利用者が引き続きマシンを使ってトレーニングしている状況である。健康づくりの動機付けが主である。

○委員

健康づくりの動機付けであるとするれば、そのために利用料が無料なのではないか。筋力増加のための事業であれば、有料化して本格的に行うべきである。

○事務局

介護保険の介護予防事業としては150円の利用料を徴収している。こちらの事業では、5つの項目について事前と事後に効果測定を行っている。結果、多数が介護予防事業を開始する前と比べ、効果が上がっている。

○委員

資料にある機器の費用について、根拠はなにか。

○事務局

購入費用である。

○委員

減価償却の単価であるということか。市が購入し、管理しているのか

○事務局

市が購入・管理をしている。

○委員

健康体操は無料なのか。

○事務局

無料である。

○委員

健康体操参加者の多くがトレーニングマシンを利用しているが、参加希望者が多く、抽選での参加状況となっているとすれば、健康体操が無料で、トレーニングマシンの利用が有料になってしまうのはいかがなものか。また、健康体操の参加希望者の抽選漏れがあるようなら、有料化し全ての希望者が参加できるようにするべきではないか。

○事務局

健康体操については、昨年度までは参加希望者の抽選漏れがあった。今年度は開催回数を増やし、全員が参加できる状況となっている。

○委員

希望者全員が可能なのか。

○事務局

可能である。今後、抽選するような事態となった場合はまた次の段階として検討する。昨年度までの申込者数をみると、今年度は対応可能だと考えている。

○委員

登録者は1箇所に対するものなのか、複数の施設も利用可能なのか。

○事務局

複数の施設も使用可能である。

○委員

施設の立地について、旧田無側は総合福祉センターのみである。他の施設は旧保谷市側である。利用者目線としては利便性が必要なのではないか。

○事務局

当初は、福祉会館の老朽化に伴う建替えの際に導入してきたという背景があったため、位置関係としては偏りが見受けられたが、老人福祉センターを開設したことで対応できていると考えている。

○委員

公平化に向けて、有料化すべきではという意見があったから今回の諮問がなされたのか、それとも今後を考え、他市の状況をふまえ有料化ができるのではという考えがあるから諮問されるのか。また、新町福祉会館の登録者数が119人で、平均の利用者数は22人と多くないように見えるが、それはなぜか。

○事務局

受益者負担により公平性をはかる必要があるのではという指摘が庁内から出ている。現在は様々なところで手数料等を徴収するなどの考えがある。トレーニングマシンも介護予防事業で利用料を徴収しているのに対し、無料で実施することは検討すべきであるという指摘は出ている。

新町福社会館の利用者については、資料作成時は平均利用者数が22人であったが、現在は利用者が35人程度と増えている。

○委員

指定管理であれば有料化せざるをえない。直営のままであれば、現状継続を考えていくべきだと感じる。

○委員

利用時間は何時か。

○事務局

「午前」は「9：30～12：30」、「午後」は「13：00～16：00」である。

○委員

各施設に設置されているマシンの数や名称が異なるが、なぜか。

○事務局

メーカーの違いで名称が異なる。

○委員

利用者の要望に合わせたマシンの種類の導入なのか。

○事務局

上半身と下半身の平均的に強化できるマシンを揃えている。

○委員

先日、報道でマシントレーニングの有効性が紹介されていた。理学療法士が関わることで、機能回復が図られ、介護負担の軽減が図られているということであった。介護保険の中での介護予防事業であれば、計画が立てられ実施されるが、今回の事業については、自由利用であるということであり、そこが介護保険の介護予防事業との大きな違いである。有料化を実施するとした場合、マシンの更新の際の費用としての有料化なのか。

○事務局

マシンの更新といったことは現在のところは考えていない。マシンが耐用年数等で使用不可となった段階で、新たに予算を組むことを検討している。

○会長

施設の開放日が限定されているのはなぜか。他の日も開放したほうが、一人当たりの単価も下がるのではないか。

○事務局

介護保険の介護予防事業を同じ機能訓練室で行っているため、マシン利用日が限定されている。

○会長

同じマシンを介護予防事業でも使用しているのか。

○事務局

マシンとトレーニングのほかに、セラバンドを使用している事業もある。また、複数の介護予防のトレーニングをミックスした内容の事業なども同じ部屋で実施している。

○委員

希望者は限定せず利用できるのか

○事務局

資料記載の注意事項に該当しなければ利用できる。

○委員

希望者が大幅に増加すると、利用が難しくなるのではないか。増えた場合は抽選などの対応なのか。

○事務局

他の施設が定員に達していなければ、そこを案内したりする。

○委員

市民の数を考えると、施設数や定数が足りないのではないか。抽選で絞るということにするのか。それとも、その場合は有料化する、という考えか。

○事務局

現在は利用者が増加した場合には、抽選などでの対応を考えており、そのことによる有料化は考えていない。

○委員

健康体操に不参加でも、マシンの利用は可能か。

○事務局

可能である。

○委員

健康体操の参加者は何人か。

○事務局

全体で、1,188人である。

○委員

その中からトレーニングマシン利用定数の50人は少ないのではないか。

○委員

1人あたりのマシン使用時間によって利用人数も限られてくるのではないか。

○会長

有料、無料の問題とは別に、より効果的なマシン使用方法については検討の余地がありそうだ。エアロバイクの設置数が2台であるが、1回の運動時間が30分前後であることが見込まれるので、相当の方が利用を断念せざるを得ない状況ではないか。

○委員

他施設のジムを利用したことがあるが、混雑時には待ち時間が発生することもある。このような状況を鑑みると、調整を行い、利用を効率化するなど、効果的なマシンの使用が可能かどうか、有料、無料の議論にも影響する可能性がある。

○会長

次回までに介護保険に関する利用金額などの資料が欲しい。

○会長

次に、「第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」についての審議に移る。事務局より説明を求める。

○事務局

ー 諮問についての詳細説明（諮問の趣旨・生活困窮者通知について・地域福祉計画進捗報告・コーディネーター事業報告・ネットワーク事業について） ー

○会長

質問・意見があるか。

○委員

地域包括ケアシステムとの整合性について、他にもネットワーク事業が複数あるが、圏域が異なるのは非常に分かりづらい。地域包括ケアシステムは市全体に関わりがある。圏域の違いを統合して次期の計画に盛り込めないのか。圏域等の整合性を図らないと市としてまとまった施策を展開できない。

○事務局

整合性を図るという方向である。地域包括ケアシステムは地域福祉計画策定後にできあがったものであるため、どのように連携させるかが課題であり、ご意見をいただきたい。

○委員

所管部署が異なることが、統一性がない原因ではないか。地域包括ケアシステムでは担当部署として在宅療養推進係が新たに発足した。地域福祉計画も同様に一つのまとまった部署で担当していくべき旨を次期の計画に盛り込んだ方が良いのでは。

○会長

資料８では、現在行われているものが４つあげられているが、生活支援コーディネーターに関する資料はあるか。

○事務局

ない。

○会長

生活支援コーディネーターも現在配置されているので、次回資料提供提出してもらいたい。地域福祉コーディネーターとの違いについても説明してもらいたい。

○事務局

生活支援コーディネーターは高齢者の生活支援、介護予防サービス等の体制整備を推進することを目的に配置されている。主な目的は生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングである。

○会長

既に設置されているのか。

○事務局

平成27年度から設置している。現在５名がいる。

○会長

その５名は市職員か。

○事務局

社会福祉協議会職員である。

○会長

介護保険から要支援１・２の人を訪問介護と通所介護については、新しい総合事業のことで市町村の中で担うということになった。従来の通所介護や訪問介護の事業所は新

しい総合事業でも新しい事業を引き受けている。地域の中での支えあいを活用するように求められている。特に元気高齢者はデイサービスを使うのではなく、自ら担い手の側になってもらおうということで、その人たちをコーディネートするために国がコーディネーターを配置するよう指導してきた。地域の中で活動の担い手になることによって元気になってもらう。サービスの受け手ではなく、サービスする主体となって介護予防に繋がるように、そのためのコーディネーターである。積極的に社会参加すべきということだ。ふれまちのいきいきサロン等と事業目的が重複する可能性があるのではないか。現在コーディネーターはどのように活動し、成果をあげているのか知りたい。

○事務局

介護ボランティアポイント制度が開始しており、現在はそちらを中心に活動している。現在ふれまち、ささえあいネットワークを中心にコーディネーターが業務を担っている。

○会長

すでにある、ふれまち、ささえあいの方々に担い手になってもらうということであるか。新たに何か地域でサロンのようなものを組織しているのではなく、既存のものを活用しているのか。

○事務局

既存の団体が複数存在している。そこを介護ボランティアと結び付けている。

○会長

次回審議会までに生活支援コーディネーターの活動状況報告の資料を求める。資料4にあるように厚生労働省から地域福祉計画に「生活困窮者自立支援方策」を組み込むようにとの通知がある。これに関する質問等はないか。

○委員

生活困窮者の年齢層は広いのか。地域若者サポートステーションはどのようなものか。

○事務局

近隣だと三鷹市にある。37歳を限度として、働く前段階である引きこもりや不登校の方達への居場所提供や様々な活動を通して就労に向けて支援していくものである。三鷹にある地域若者サポートステーションはNPO法人が運営している。

○委員

30歳代は働き盛りの年代であり、生産者人口の中心になる年代である。地域若者サポートステーションに登録している人々は「生活困窮者」にあたるのか。

○事務局

「生活困窮者自立支援法」においては、「生活困窮者」にあたる。

○委員

市内には若者サポートステーションの対象となるような人はどれくらいいるのか。

○事務局

市では「引きこもり・ニート対策事業」を行なっている。これは年齢の幅が中学3年生から29歳と異なるが、この事業対象は現在70人ほどいる。潜在的な人数は把握しきれていない。同法ではこの事業の対象者の中に「被生活保護受給世帯」も含まれるという特例的扱いとなっている。

○委員

地域福祉活動を考えていく中で、市内のあらゆる層の人たちに対して、情報が不達になっていることは無いのか。情報伝達の仕組みが整備されていれば、様々なコーディネーターであったり、サービスがより効果を発揮できる。情報発信の拠点を整備して、積極的に情報を発信していくことが重要ではないか。

○委員

民生委員として様々なネットワーク事業に関わりを持っているが、違いが分かりにくい。統一してわかりやすくした方が良いと感じる。それぞれの担当課で努力して、ネットワーク事業を整備してくれているが、利用する市民には違いが分かりにくく浸透していない。

○委員

それぞれに関わっている立場としても、違いが分からない。同じ人が関わっているので、「これは何の活動なのか？」ということが分からない。分かりやすく整理すべきと考える。ふれまちから始まり、ささえあい、ほっとネットと事業が始まってきたが、それぞれ違う部分を抱えながらの事業を進めているので、ちぐはぐな部分が見えている。土台は、地域の連携の構築ということであろうと思うが、目的がそれぞれの事業でことなり、ぶれてしまっている。

○委員

地域包括ケアシステムによるまちづくりが国が推している方針だ。ばらばらに進めても意味がない。介護予防でも生活支援でも介護・医療全部一体化して取り組もうというのが新しいまちづくりの基本になる。可能かどうかは別として、一体的に進める組織改正がないと難しいのではないのか。西東京市をあげて取り組むのであれば、一本化した組織作りが必要である。実現可能か不可能かは別として、次期の計画ではこの意見を提案したい。

○委員

3期の計画でも、それぞれの計画や施策はしっかりしている。施策同士が繋がっている部分がある。これを、有効な結びつきにすることが必要である。

○委員

縦割り行政で各々が事業を進めており、意見調整が出来ないというのが現状。一体化できるような組織が出来ると良い。

○委員

全ての計画をまとめて動かすための部署はあるのか。市民からも見えるような「ここに行けば分かる」という場所はないのか。

○委員

所謂ワンストップ窓口というものか

○委員

在宅療養の場合の医療と介護を一体化しようとして始まったが、介護保険課と健康課が意見交換が出来ていない。一体化した西東京市のまちづくりを進めていくためには、組織改正が必要である。

○委員

地域包括支援センターが発足した際には地域のボランティアも協力し、盛り上げてこうと支えてきた。地域の課題や困り事は、これまで地域包括支援センターを相談先とし

てきた。しかし、「りんく」が出来たために、「りんく」の事務局に相談するようにといわれた。地域包括支援センターに相談した場合であっても「りんく」に報告がなされるし、その逆も同様だとのことであった。地域住民としては、地域包括支援センターを支えてきたのだが、完成する前に新たなシステムができてしまって、中途半端に終わってしまった印象。

○委員

それぞれの事業を展開しているが、市としては手ごたえや成果をどう感じているか。

○事務局

ほっとネットについては、従来どこにも相談ができなかったことについての相談窓口ができた、という点で良かったと感じている。制度の狭間を埋められている。

どのネットワークに引っかかっても一番適切のところへつながることができるような仕組みづくりが必要であるという認識をしている。

○委員

情報提供を受ける側としてもどんなサービスや事業があるのか十分に勉強する必要があるのであろうが、行政も情報を整理して情報提供をするなど、相互理解を深めていかないと、効果的な運用に結びつかない。

○委員

他の自治体との事業比較や、西東京市が抱える問題と同様の問題を抱えているのかなど、次回の会議で資料提供を求める。

○委員

圏域の分け方について、一つの圏域について、例えば、西部圏域でいうと、ひばりが丘から芝久保町までと、市の南北にわたっていて、範囲が広すぎるのではないか。圏域の広域さについても考慮すべきではないか。

医療の立場からみると出動する際の近さは「徒歩圏内」と「車移動」では意味が全く異なる。圏域設定をする時にはそのサービスを提供する立場から検討する必要がある。

○事務局

他の計画との整合性を図るため、今回地域福祉計画（ほっとネット）の圏域変更を考えている。

○委員

資料で示されているとおり、相談実績も大きく上がっている。こういった活動の内容が見えにくい。活動の実績を見えるようにすることが、ネットワークを広げていくことにつながるのではないか。ほっとネットでは、様々な相談を受けており、若年層にまつわる問題や、ニートに関する相談等、これまで相談が困難だった相談について、相談できる窓口があるという事が分かることで、ほっとネット対する関心を持ってもらえるようになるのではないか。基本的な事業の形は、かなり出来上がってきたと思われるので、今後は、他とのつながりをつくり、それを広げる仕組みづくりを検討すればよいのではないか。

○会長

事務局には今回の審議会で出された委員の意見を集約した資料の提供を求める。他に意見や質問はないか。なければ議題３の「各計画の進捗状況報告」に移る。時間の都合上、不明点は後日担当課へ問い合わせるという形をとる。それでは事務局より、説明を求める。

○事務局

—報告事項（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）—

—報告事項（障害者基本計画・障害福祉計画）—

—報告事項（健康づくり推進プラン）—

○会長

議題３の報告事項が終了した。以上で今回の審議会の議事が終了したが、委員より意見はあるか。また事務局からは他にあるか。

○事務局

次回の会議は11月30日に同会場で開催の予定である。その後会議の開催の必要がある場合は別途通知する。

○会長

これで本日の会議は閉会する。